

## 2. 各出張所等 別

<浦幌出張所 管内>

# 浦幌出張所管内 目 次

【Ⅰ はじめに】	-----	124
【Ⅱ 道路施設編】	-----	128
1. 道路の維持管理実施計画		
(1) 道路管理一覧	-----	129
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度実施計画」	-----	130
(3) 路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図他	-----	132
【Ⅲ 河川施設編】	-----	134
1. 河川の維持管理実施計画		
(1) 道管理河川一覧	-----	135
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度実施計画」	-----	136
(3) 治水系パトロール実施区間図他	-----	140
【Ⅳ 砂防・地すべり・急傾斜施設編】	-----	142
1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画		
(1) 砂防関係施設一覧	-----	143
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度実施計画」	-----	144
【Ⅴ 海岸編】	-----	146
1. 海岸の維持管理実施計画		
(1) 海岸施設一覧(河川局海岸)	-----	147
(2) 「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度実施計画」	-----	148
【Ⅵ 資料編】	-----	149
1. 管内関係機関	-----	150
2. 水防等資材保管一覧表	-----	151

# I はじめに

## 【はじめに】

### (1)管内の概況

浦幌出張所管内は十勝地方の南東部に位置し、浦幌町・豊頃町の2町で構成されています。

地形は緩やかな丘陵地と海岸段丘からなり、南は太平洋に面し、管内を流れる十勝川・浦幌川とそれらの支流による豊かな自然に育まれています。産業は、小麦・馬鈴薯・豆・ビートなどの畑作や酪農及び林業が基幹となり、大津漁港・厚内漁港を擁してサケやシシャモなどの沿岸漁業も盛んです。

両町の総面積は約1266.56Km<sup>2</sup>（浦幌町729.85k m<sup>2</sup>・豊頃町536.71k m<sup>2</sup>「国土地理院ホームページ全国都道府県市町村別面積調：令和5年10月1日現在」）で、日本最小の香川県とほぼ同じ面積を有し、人口は7,279人（浦幌町4,302人 豊頃町2,977人「住民基本台帳：令和5年1月1日現在」）となっています。

交通網はJR根室本線、国道38号、274号、336号を根幹とし、道道がそれらを補完して地域的な道路網を形成し、住民の生活や産業・経済に貢献しています。

気候は、寒暖の差が大きい大陸性気候で、夏は30℃を超える日が続き、冬はマイナス20℃を越える気温となりますが、日照時間は2,000時間を超え、積雪も少なく、山林は管内面積の6割強を占めるなど自然に恵まれた地域です。

浦幌出張所が管理する道路・河川等の現況は、道路が17路線・管理延長241.0km、河川が32河川・管理延長300.6km、砂防・急傾斜の指定が22施設、海岸管理延長が37.2kmとなっています。

### (2)所管区域

浦幌町・豊頃町

### (3)管内図



※概略で、  
参考

### (4)管理状況

#### ○道路

	路線数	延長km
主要道道	3	57.0
一般道道	14	184.0
合計	17	240.9

#### ○河川

	河川数	管理延長km
十勝川水系	29	250.0
2級河川	3	50.6
合計	32	300.6

#### ○砂防・急傾斜

砂防指定地		急傾斜地崩壊危険区域	
箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
21	331.47	1	2.45

○海岸

海岸名	管理延長km
浦幌海岸	
浦幌(直別地区)海岸	3.3
浦幌(厚内地区)海岸	4.8
浦幌(昆布刈石地区)海岸	7.8
浦幌(十勝太地区)海岸	1.5
浦幌(豊北地区)海岸	1.2
計	18.6
豊頃海岸	
豊頃(ウツナイ地区)海岸	2.7
豊頃(大津地区)海岸	1.4
豊頃(トンケシ地区)海岸	1.1
豊頃(長節地区)海岸	9.0
豊頃(湧洞地区)海岸	4.4
計	18.6
合計	37.2

※管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

## Ⅱ 道路施設編

# 1. 道路の維持管理実施計画

## (1) 道路管理一覧

(令和6年度(2024年度)十勝総合振興局 帯広建設管理部 浦幌出張所)

区分	路線番号	路線名	主な街路名(愛称等)	管理延長	夏期パトロール延長	備考
主要道路	56	本別浦幌線		37.3	37.3	
	62	豊頃糠内芽室線		11.3	11.3	
	73	帯広浦幌線		8.4	8.4	
一般道路	210	尾田豊頃停車場線		22.8	22.8	
	318	湧洞豊頃停車場線		24.5	24.5	
	320	旅来豊頃停車場線		13.2	13.2	
	413	浦幌停車場線	駅前通	0.3	0.3	
	500	音別浦幌線		15.4	15.4	
	597	十弗浦幌線		22.0	22.0	
	882	利別牛首別線		8.0	8.0	
	911	大津旅来線		7.2	7.2	
	912	大津長節線		6.3	6.3	
	947	留真線		4.5	4.5	
	974	東台留真線		8.7	8.7	
	1038	直別共栄線		29.5	29.5	
	1051	湧洞線		9.1	9.1	
	1146	瀬多来吉野線		12.4	12.4	
		計		240.9	240.9	
		N=17路線				

※延長の単位はkm。令和5年(2023年)4月1日現在の数値。



(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(帯広建設管理部 浦幌出張所管内)

○道路パトロール業務(通常、定期、夜間、異常時)により、道路の状況、利用状況等を把握し、維持管理水準に適合した場合に必要な作業を実施

【道路】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修 (橋梁補修)	橋梁補修	破損や劣化が確認された場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
		橋梁塗装	部分的な“われ”や“はがれ”があり、錆が著しく発生している場合に、予防管理の取り組みを踏まえた部分的な補修を実施	○道路パトロール(定期)、橋梁点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
	施設補修 (トンネル等補修)	トンネル等補修	点検や早期の補修・修繕による措置を行い、長寿命化の取り組みを実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
予防管理型、対症管理型	施設補修 (道路附属物(小規模附属物)補修・更新)	道路附属物(小規模附属物)補修・更新	定期点検による診断結果より、施設の長寿命化を図る。破損や劣化により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(定期)、定期点検等結果を基に、部分的な補修を実施			
対症管理型	施設補修 (路面等補修)	舗装補修 (パッチング)	局部的な穴ぼこや段差等の発生が見られ、走行車両に支障が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面補修 (オーバーレイ)	わだち、ひび割れ等の発生が面的にみられ、走行車両に支障が生じる又は生じる危険性がある場合に、路面状況に応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		路面整正(砂利道)	融雪後、走行車両に支障が生じる場合に実施します。その他、降雨等によりわだち掘れや穴ぼこ等が生じる場合に実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			砂利道区間及び事前通行規制区間
		崩土除去、倒木処理、路肩法面補修	局部的な法面崩落、倒木、路肩崩壊等が発生した場合に、走行車両の通行確保のため、崩土除去や倒木処理、路肩法面補修等の応急的な対応	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
	施設補修 (作工物補修)	排水施設補修	破損や劣化により、排水施設がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修や更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			
		交通安全施設補修	破損や劣化により、防護柵等がその機能を失い、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修・更新を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を補修。また、照明の球切れ等は道路パトロール(夜間)結果に基づき実施			
	施設補修 (区画線)	区画線設置	路面の中央線や、片側2車線以上の境界線は、春先に交通安全上、運転者が確認できなくなる場合に塗り替え、またその他の区画線は交差点等、特に必要な箇所について実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			

【 道 路 】

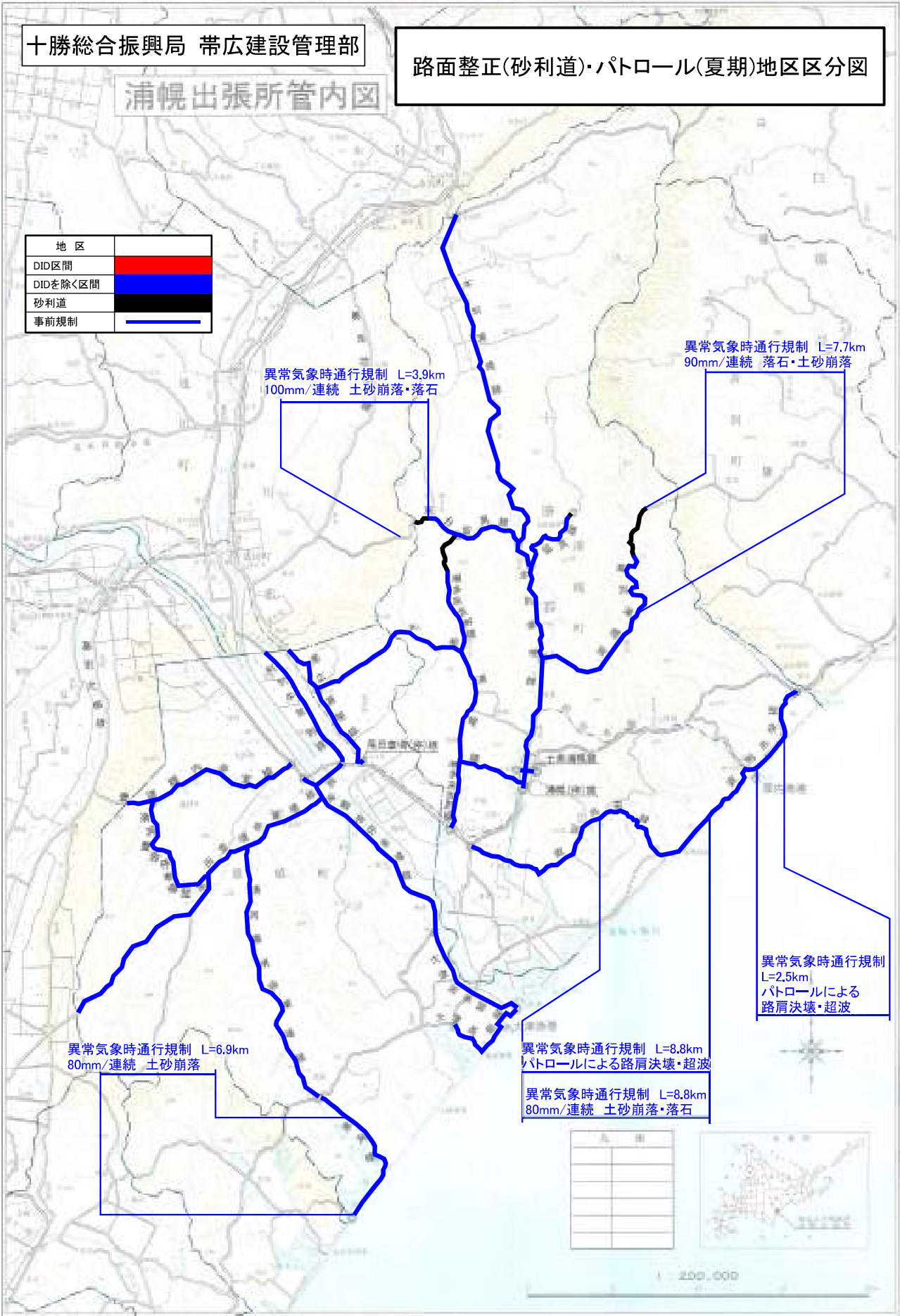
管理区分	区 分	内 容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項等	備 考	参考資料 図面表示	
日常管理型	機能回復 (除草)	草刈り	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を目安に管理	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施			草刈図	
		伐開	沿道において倒れる恐れがある立木や、倒木が人や車両の通行に支障が生じる場合に除去	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
日常管理型	機能回復 (清掃)	路面清掃	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、沿道状況などに応じて実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施		路面状況により=散水車+路面清掃車又は散水車(路面清掃車)	路面清掃図	
		法面等清掃	春先におけるゴミの散乱等により美観や環境に支障が生じた場合に実施、その他、ゴミの状況により排水施設に支障が生じる場合等にも、清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
		排水施設清掃	土砂によって著しく塞がっている箇所を優先して清掃を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
	機能回復 (植栽管理)	樹木剪定	標識等が見えにくならないよう、また歩行者や車両の通行に支障が生じないように樹木毎に樹形を考慮し剪定を実施	○道路パトロール(通常)等結果を基に、必要箇所を実施				
		冬囲い	道内観光のイメージアップに寄与する沿道の中低木は、雪害から樹木の育成を守るため、状況に応じて実施	○積雪時期迄に対象木をムシロ・縄等で囲う				
必要経費	施設維持	機械購入修理費	管理車両の更新修理のための必要経費	○路面清掃車、草刈り機械などの修理				
		車庫等整備	管理車両の車庫等更新修理のための必要経費	○管内の車庫等の雨漏り補修他				
		道路附属施設等経費	照明灯等の電気料金や、トンネル非常用設備等の電話料金、通信料金等	○照明については状況等確認し、可能な範囲で節電を実施				
	施設維持 (道路附属)	道路附属施設の保守点検・補修	気象観測収集装置やトンネルの非常用設備は老朽化や欠損による不具合が生じないように、定期的な点検と機器の補修を実施	○委託業務により保守点検を実施				

十勝総合振興局 帯広建設管理部

路面整正(砂利道)・パトロール(夏期)地区区分図

浦幌出張所管内図

地区	
DID区間	
DIDを除く区間	
砂利道	
事前規制	



異常気象時通行規制 L=3.9km  
100mm/連続 土砂崩落・落石

異常気象時通行規制 L=7.7km  
90mm/連続 落石・土砂崩落

異常気象時通行規制  
L=2.5km  
パトロールによる  
路肩決壊・超波

異常気象時通行規制 L=6.9km  
80mm/連続 土砂崩落

異常気象時通行規制 L=8.8km  
パトロールによる路肩決壊・超波

異常気象時通行規制 L=8.8km  
80mm/連続 土砂崩落・落石

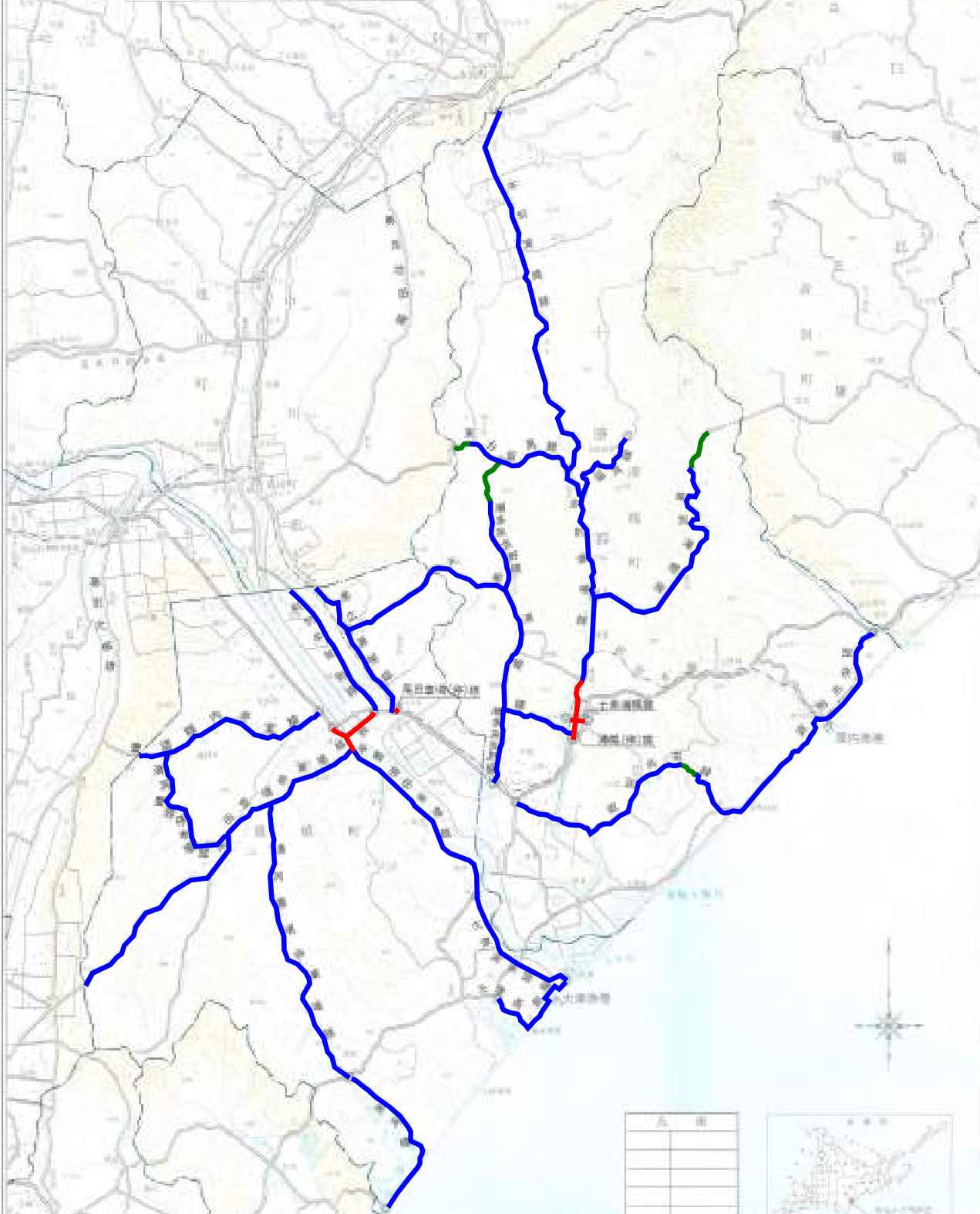



1 : 200,000

十勝総合振興局 帯広建設管理部

草刈・清掃地区区分図

浦幌出張所管内図



凡 例	



地区	清掃水準	草刈り水準	
市街地	春先、降雨のあとの土砂が飛散した時等、人や車、沿道に支障が生じる場合に、必要に応じて実施	交通安全上の支障が生じる場合に、市街地及び郊外地の通学路の草刈りは、一人で通学を始める小学1年生を想定し、上半身が確認できる程度の草丈に、通学路を除く郊外地は安全施設を確認できる程度の草丈を日々に管理。	
郊外地			
山地			
公園界(名称)			

### Ⅲ 河川施設編

# 1. 河川の維持管理実施計画

## (1) 道管理河川一覧(浦幌出張所管内)

(km)

級種	水系名	河川名	市町村名	管理区間延長
1	十勝川	カンカンピラ川	豊頃町	1.1
		カンカン川	豊頃町	5.3
		浦幌川	浦幌町	88.7
		十勝静内川	浦幌町	6.4
		旧オベトン川	浦幌町	2.4
		オベトン川	浦幌町	2.2
		常室川	浦幌町	19.3
		瀬多来川	浦幌町	12.0
		仁生川	浦幌町	0.7
		川流布川	浦幌町	12.5
		浦幌オンネナイ川	浦幌町	0.5
		上旅来川	豊頃町	1.5
		安骨川	豊頃町	2.2
		背負川	豊頃町	4.7
		背負分線川	豊頃町	2.2
		下牛首別川	豊頃町	10.8
		礼文内川	豊頃町	9.5
		旧利別川	豊頃町	4.5
		牛首別川	豊頃町	12.2
		農野牛川	豊頃町	17.7
		上農野牛川	豊頃町	2.8
		久保川	豊頃町	8.5
		造林沢川	豊頃町	0.8
		山蔭川	豊頃町	4.0
		小川	豊頃町	8.0
		育素多川	豊頃町	0.2
		礼作別川	豊頃町	3.1
		打内川	豊頃町	5.2
		上統内川	豊頃町	1.0
	計	1水系29河川		250.0
2	厚内川	厚内川	浦幌町	10.0
	長節川	長節川	豊頃町	7.6
	湧洞川	湧洞川	豊頃町	33.0
	計	3水系3河川		50.6
	合計			300.6

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「R6年度(2024年度)実施計画」(帯広建設管理部 浦幌出張所管内)

○河川バトロールは、北海道が管理する1、2級河川について、日常的な巡視や定期的な点検により施設や周辺環境の状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
予防管理型	施設補修	樋門・樋管点検整備	予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷、操作を行う管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価を行う。また、必要に応じてゲートの開閉に支障のないよう保守整備	○年次計画に沿ってR6年度(2024年度)対象となる樋門の定期点検を実施するとともに、必要に応じてゲートの開閉に支障のないように 그리스アップや故障機器の交換など簡易な保守整備 ○エンジン式動力カゲート樋門は、年次点検の実施、試験運転による機器の修理、調整 ○予防管理型の維持管理を目標として、堤防機能を阻害する損傷や操作する管理人に被害を及ぼす可能性のある損傷を把握し、損傷の程度に応じた維持管理をするために、計画的な点検による目視健全度評価調査を行い、樋門台帳に記録管理	○簡易な保守点検は市町村が実施(操作点検委託)	○エンジン式ゲート数 N=1基		
		樋門・樋管補修	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながら補修を実施	○出水期前に点検を行い、機能障害箇所の補修を実施 ○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や機能低下が認められるものや著しいものから補修を実施 ○見易い量水標の設置(蛍光板、大文字、操作水位標など)				
		樋門・樋管再塗装	予防管理型の維持管理を目標として、樋門・樋管の各部分の重要性や目視健全度評価等の観点から総合的に判断し、優先順位を設定しながらゲート等の金属機器の再塗装を実施	○過年度調査した樋門健全度評価及びメーカー点検結果を参考として、劣化や腐食が認められるものや著しいものから再塗装を実施				
		堰・排水機場等補修	定期点検等の結果による診断を踏まえて健全度を評価し、必要に応じて整備・更新を行い施設の必要な機能を確保	○北海道河川管理施設点検要領(堰・水門・排水機場編)に基づき、定期点検を実施 ○点検結果に応じて健全度評価を実施し、点検・整備総括表及び機器リストを用いて、点検・評価結果を記録管理するとともに、必要に応じて補修を実施				
対症管理型	施設補修	堤防補修	堤防の機能が低下する恐れがある沈下やひび割れ等の変状が見られた時には、河川バトロールによる巡視を強化し、その状態から堤防の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してバトロールによる巡視などにより堤防の状況を把握し、必要に応じて補修 ○堤防を散策路や親水目的として利用している箇所安全点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/aznenriyoutenken/index_anzen.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/aznenriyoutenken/index_anzen.html</a>		
		護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、コンクリートの劣化、沈下等の変状が見られた時には、河川バトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してバトロールによる巡視などにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている護岸の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/aznenriyoutenken/index_anzen.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/aznenriyoutenken/index_anzen.html</a>		
		床止補修	床止の機能が低下する恐れのある床止本体及び護岸の沈下、変形などの変状が見られた時には、河川バトロールによる巡視を強化し、構造物の機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してバトロールによる巡視などにより床止の状況を把握し、必要に応じて補修 ○河川の水面部を含む河川に親しむ利用を目的とした区域や施設に設置されている床止の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/aznenriyoutenken/index_anzen.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/aznenriyoutenken/index_anzen.html</a>		
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してバトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修 ○市街地などで住民などが河川へ転落するなどの事故防止のために設置している転落防止柵の安全利用点検を実施(GW前)	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施 ○安全点検結果は建設部維持管理防災課HPで公表	【河川施設安全点検結果HPアドレス】 <a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/aznenriyoutenken/index_anzen.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/sbs/ksn/kasenkahome/aznenriyoutenken/index_anzen.html</a>		
		堤内排水路補修	堤内排水路の状態から、土砂の堆積、法面崩壊や法面保護工が損傷し、明らかに排水機能に支障が生じると判断した場合に、補修を実施	○出水期前の一斉点検、年間を通してバトロールによる巡視などにより堤内排水路の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施			
		標識設置	老朽化、腐食、損傷により標識の脱落、倒壊の危険や文字等の判読ができなくなっている場合に、補修等を実施	○年間を通してバトロールによる巡視などにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施			

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	河川機能回復	低水路整理	河道内に土砂が異常堆積し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫の原因となる恐れのある場合に、堆積土砂を除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出水期前の一斉点検、年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて堆積土砂を除去</li> <li>○洪水後に河道状況を確認して、次の洪水に備えるための状態を把握するとともに、必要に応じて堆積土砂を除去</li> </ul>	○出水期前一斉点検は必要に応じ市町村等と連携して実施		
		河口掘削	河口に堆積した土砂が、洪水流を阻害し、氾濫被害や水位上昇による周辺の冠水、魚類が遡上できないなどの原因となる恐れがある場合に、河口掘削を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河口の状況を把握し、必要に応じて河口掘削を実施</li> <li>○波浪や高潮などの異常気象時は、河口状況の監視を強化し、緊急対応できる体制をとる</li> </ul>	○要注意河川 ・厚内川(浦幌町)	要注意河川明示 (パトロール図)	
		結氷除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害、また、樋門等の吞吐口等の結氷閉塞による排水不能による冠水被害が生じる恐れがある場合に、河道内の結氷を除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冬期間パトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷等を除去</li> <li>○3月以降融雪災害が発生しないように、市町村と連携して必要な箇所の結氷除去</li> </ul>			
		流木除去	河道内や橋脚に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害の発生や海岸等への流出による漁業被害の発生の恐れがある場合に、除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて流木を除去</li> <li>○海岸等への流出による定置網等への被害の発生の恐れがある場合に、町や漁業協同組合と連絡を密にして、必要な箇所の流木を除去</li> </ul>	○出水後に関係機関による現地調査実施		
河川区域維持	河川区域伐開	河道内に樹木が繁茂し、流下能力を阻害し、出水時に洪水氾濫となる恐れのある場合に、生物の生息・生育環境や景観に配慮しながら伐開を実施します。また、樹木により堤防や樋門などの施設の機能が低下又は失われる状態となる場合に、伐開を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を実施</li> <li>○「市民団体協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等への周知、計画的な伐開を検討</li> <li>○伐木材の再資源化等への利用を検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市民団体協働の川づくり事業(令和5年度実施団体)</li> <li>・下牛首別川河川愛護組合:下牛首別川</li> <li>・柳の釜:農野牛川</li> <li>・山蔭川河川愛護組合:山蔭川</li> <li>・礼文内川河川愛護組合:礼文内川</li> <li>・二宮西行政区:牛首別川、小川</li> <li>・旅来行政区:カンカン川</li> <li>・北1線幹線排水管理組合:農野牛川</li> </ul>		
	再生資源等処理	河川区域に放置されたブロック等の再利用可能な資材の一時保管場所までの搬送及び保管場所の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域の状況を把握し、放置されたブロック等を撤去して保管場所に保管</li> </ul>				
	その他	不法投棄物の処理、害虫駆除(薬剤散布)、親水施設等の清掃、補修、規制看板補修等を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河川区域や親水施設の状況を把握し、必要に応じて対策を実施</li> <li>○洪水等による災害発生の防止のため、不法投棄物を発見した場合、処理するとともに不法行為を防止するための対策を実施</li> <li>○害虫の発生による河川周辺への影響や親水区域の河川施設等の利用に支障が生じる状況の場合、必要に応じて措置</li> <li>○親水施設については、安全利用点検(GW前)を実施し、施設の損傷や機能の低下、危険な状況の場合、応急措置を行うとともに、必要に応じて措置</li> </ul>	○利用施設安全点検結果公表中			



【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
	除草	水防上、環境上、特に重要な区間(重要水防区間、DID隣接区間、水位周知区間、水防警報区間)	重要水防区間や水位周知区間、水防警報区間、DID(人口集中地区)隣接区間等の水防上、特に注意を要する重要な箇所、堤防の点検、不法行為や利用状況の監視、及び河川管理施設の巡視・点検等のため、堤防法面及び管理用道路の草刈りを年1回出水期前に実施	<p>○洪水による災害の発生の防止のための堤防の状態把握を目的とした堤防点検を行うため、出水期前に堤防、管理用道路の草刈りを実施</p> <p>○刈草は河川流出や周辺環境への影響がある場合は、収草して処理</p> <p>○「市民団体の協働の川づくり事業」の活用推進に向けて、市町村と連携して住民等へ周知すると共に計画的な草刈りを実施</p>			除草区間図に明示	
		上記以外の区間	上記以外の河川整備済区間で河川の巡視、点検や適切な維持管理を行うために支障とならないように、堤防法面や管理用道路の植生の繁茂状況等により、必要に応じて出水期前に草刈りを実施	<p>○河川巡視、点検などの支障と成らないよう、堤防や管理用道路の植生の繁茂状況等により必要に応じて草刈りを実施</p>				
		周辺環境	病害虫発生の抑止、周辺環境保持の観点から、必要に応じて草刈りを実施	<p>○市街地や河川利用箇所等で周辺環境の保持、病害虫発生の抑制など、必要に応じて草刈りを実施</p>				
	環境施設の機能回復	低々水路の機能保持	土砂堆積により低々水路の機能が低下又は失なわれている場合に、土砂等を除去	<p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、低々水路機能に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去</p>				
		魚道の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚道の機能が低下又は失われている場合に、土砂等を除去	<p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚道に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去</p>				
		魚巢護岸の機能保持	土砂堆積や異常洗掘により、魚巢護岸の機能が低下又は失われている状態の場合、土砂等を除去するなどにより機能回復する	<p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、魚巢護岸に土砂等が堆積している場合、必要に応じて土砂等を除去</p>				
		環境施設の機能保持	親水施設や魚巢護岸の劣化や損傷、土砂堆積や流木により、施設の機能や利用に支障が生じている場合に、土砂等を除去	<p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等が損傷、土砂等が堆積している場合、必要に応じて補修、土砂等を除去</p>				
その他河川区域の環境管理	河畔樹木の育成など	良好な水辺環境の創出を旨として河川区域内に植樹された樹木及び河畔樹木を剪定、下草刈りし、水辺環境の保全を図る。 また、環境整備や親水整備された施設等の小規模な補修や清掃を行い、利用者の安全を確保	<p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河道の状況を把握し、親水施設等について利用者の安全確保のため必要に応じて施設補修や清掃を実施</p> <p>○出水期前の一斉点検を行い、必要に応じて施設補修や清掃を実施</p> <p>○年間を通してパトロールによる巡視などにより河畔樹木等の状況を把握し、必要に応じて剪定、下草刈りを実施</p>					

【河川】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
必要経費	付属施設補修	水文施設補修	老朽化や欠損等による観測データの欠測等の不具合が生じた場合に、観測・通信機器の補修、部品交換を実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○別途保守点検をメーカーに業務委託し、年点検実施</li> <li>○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応 ※「川の防災情報」に水位、雨量の情報を提供</li> </ul>	○「川の防災情報」で閲覧不可能な場合は、FAXによる通報を実施する		
	施設維持	可動堰等施設維持運営費	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設管理部管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理</li> <li>○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理</li> </ul>	旧オベトン地区救急排水対策施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委託業務契約(4月)</li> <li>○定期点検(年4回)</li> </ul>	施設箇所明示(パトロール図)
		排水機場	施設の操作、管理をするための電気料、保守点検等の必要経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建設管理部管理施設は、保守点検、操作運営規則等で管理</li> <li>○市町村等へ管理委託している施設は、協定書等に基づいて点検、運営管理</li> </ul>			
	河川区域維持	水防資材等購入	洪水時や地震による護岸等の損傷、沈下が発生した時に、流水から保護するためのシートや土のう等の水防資材や油流出事故に使用する油吸着マット等について、前年度使用した分の補充や有効期間が超過した資材を交換し、必要量備蓄する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危機管理として洪水や地震等で損傷した施設や河道の維持を応急対応するために必要な資材、水質事故等に使用する油吸着マット等の必要量を保管し、台帳管理</li> </ul>	○防災情報連絡会議により関係機関と保管情報を共有する	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災情報連絡会議(6月予定)</li> </ul>	防災用資機材保有状況調査表(別途資料編)
	樋門(管)操作委託料		出水時の樋門、樋管のゲート操作及び平常時における定期点検を地元市町村等へ委託する固定経費	○市町村で管理人を傷害保険へ加入契約			<ul style="list-style-type: none"> <li>○樋管操作委託契約(4月)</li> <li>豊頃町、浦幌町</li> </ul>
	定期点検操作委託料	樋門(管)の適切な機能保全を行うため、出水期前を始めとして目視やゲート操作による設備各部の機能について定期点検を行う経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期点検は出水期前の4月、出水期の7~10月の各月に実施することとしますが、出水期前の点検は、各現地の実情により実施日を決定</li> <li>○年度当初の委託契約時に点検整備に必要な消耗品等の確認、操作に必要な器具等の確認報告を市町村から報告し、必要な物品等を建設管理部から支給</li> <li>○定期点検の記録表は翌月5日までに提出</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○定期点検(5回)</li> <li>・出水期前1回(5月)</li> <li>・7~10月各1回</li> </ul>		
	臨時操作・巡回委託料	大雨出水時に巡回及び必要に応じて樋門ゲート操作を行い、外水の遮断と内水排除を行う経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村が行う巡回、操作に関する記録表は速やかに提出させる</li> <li>○臨時操作に伴い必要な点検整備を実施した場合は、点検整備記録表を速やかに提出させる</li> </ul>	○警戒体制時の巡回の徹底を図る			

# 十勝総合振興局 帯広建設管理部

# パトロール図

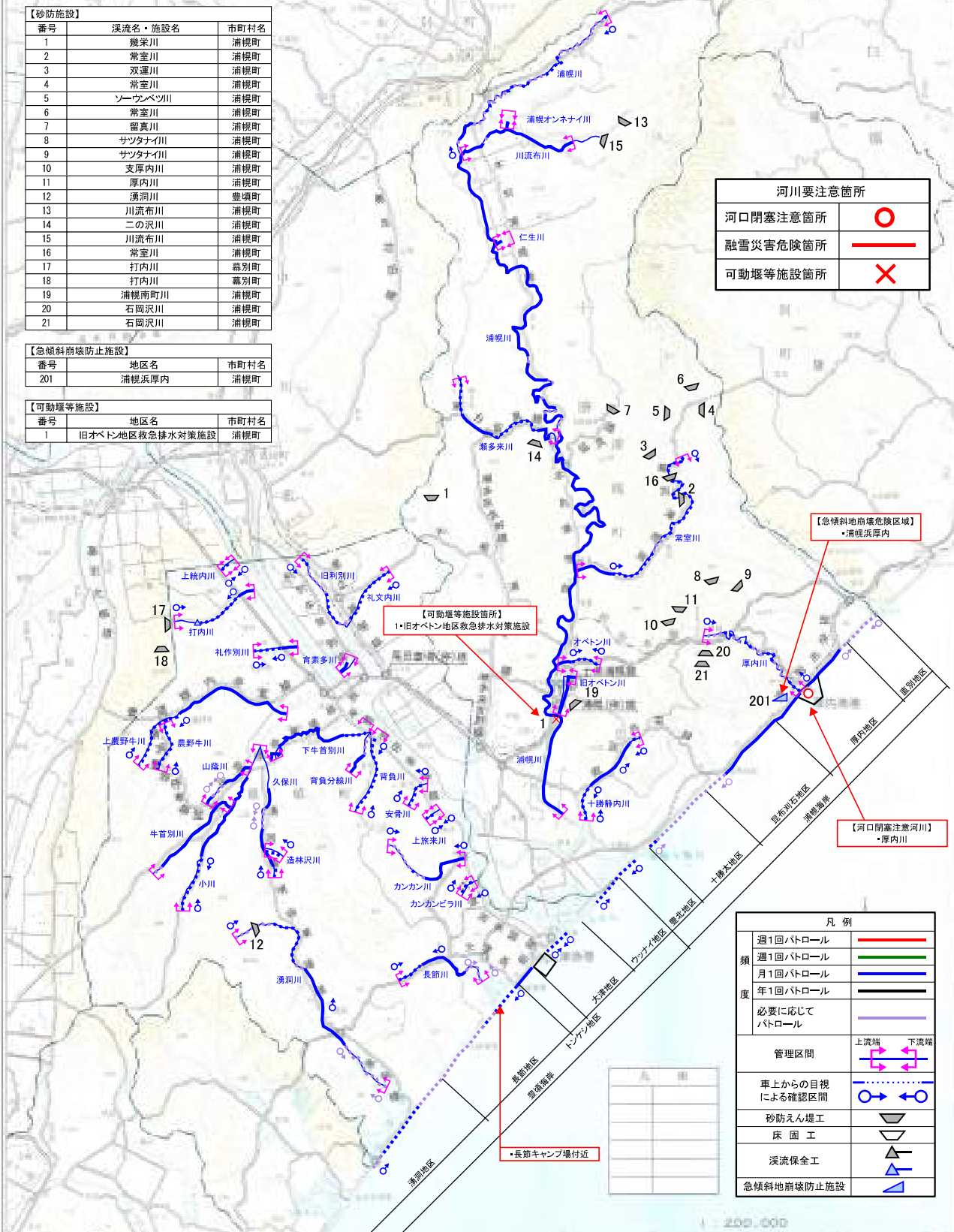
## 浦幌出張所管内図

【砂防施設】		
番号	溪流名・施設名	市町村名
1	幾茶川	浦幌町
2	常室川	浦幌町
3	双蓮川	浦幌町
4	常室川	浦幌町
5	ソーウベツ川	浦幌町
6	常室川	浦幌町
7	留貴川	浦幌町
8	サツタナイ川	浦幌町
9	サツタナイ川	浦幌町
10	支厚内川	浦幌町
11	厚内川	浦幌町
12	湧洞川	豊頃町
13	川流布川	浦幌町
14	二の沢川	浦幌町
15	川流布川	浦幌町
16	常室川	浦幌町
17	打内川	幕別町
18	打内川	幕別町
19	浦幌南町川	浦幌町
20	石岡沢川	浦幌町
21	石岡沢川	浦幌町

【急傾斜崩壊防止施設】		
番号	地区名	市町村名
201	浦幌浜厚内	浦幌町

【可動堰等施設】		
番号	地区名	市町村名
1	旧オベト地区救急排水対策施設	浦幌町

河川要注意箇所	
河口閉塞注意箇所	○
融雪災害危険箇所	—
可動堰等施設箇所	×

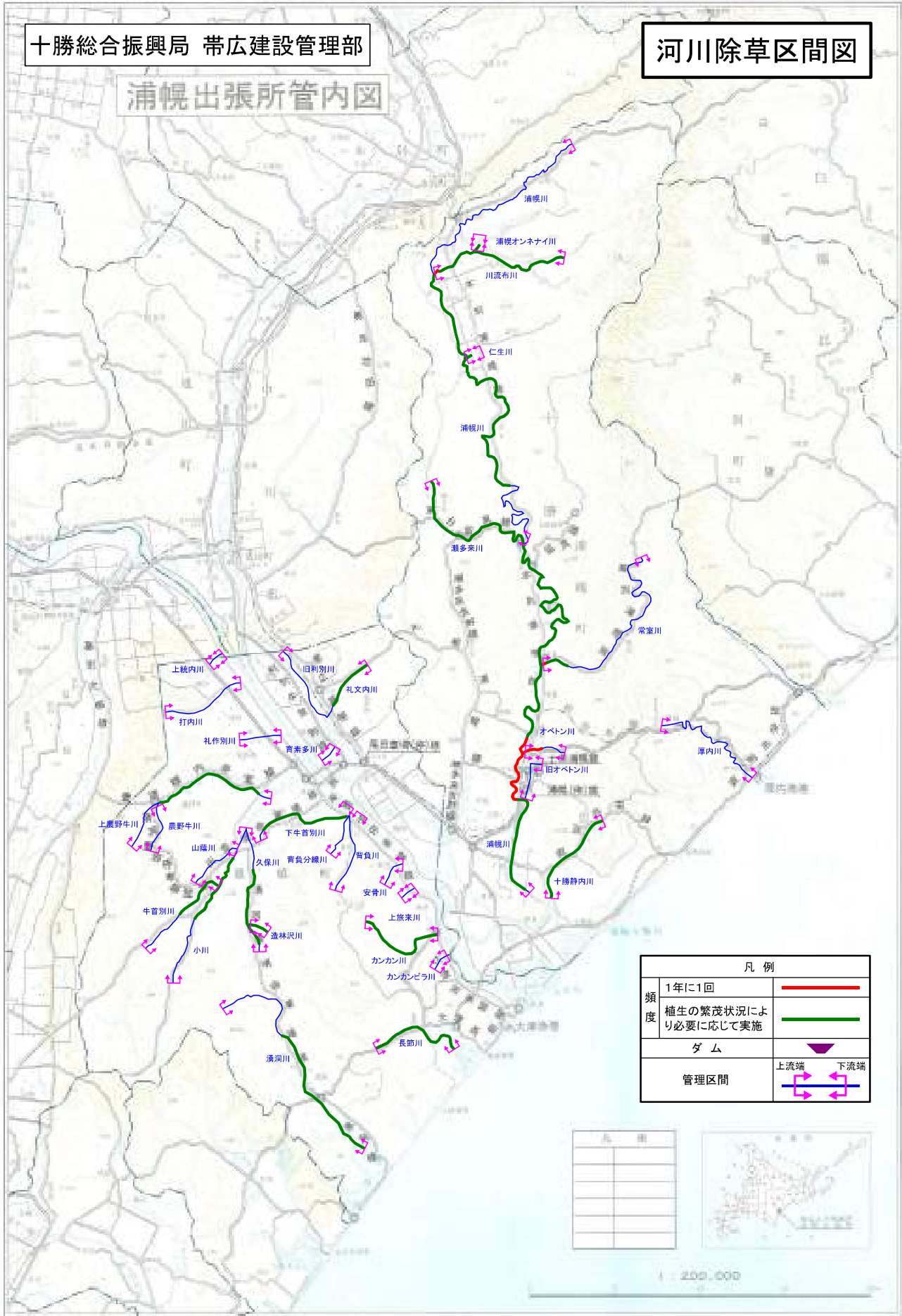


凡例	
週1回パトロール	赤線
週1回パトロール	緑線
月1回パトロール	青線
年1回パトロール	黒線
必要に応じてパトロール	紫線
管理区間	上流端 下流端
車上からの目視による確認区間	○
砂防えん堤工	△
床固工	▽
溪流保全工	▲
急傾斜地崩壊防止施設	▲

十勝総合振興局 帯広建設管理部

河川除草区間図

浦幌出張所管内図



凡例		
頻度	1年に1回	
	植生の繁茂状況により必要に応じて実施	
ダム		
管理区間		
		上流端 下流端




1 : 200,000

## IV 砂防・地すべり・急傾斜編

# 1. 砂防・地すべり・急傾斜の維持管理実施計画

## (1) 砂防関係施設一覧

### 砂防整備

番号	水系名	施設・河川名	工種	施工年度	市町村名	砂防指定地		備考	
						告示年月日	番号		
1	十勝川	幾栄川	砂防堰堤	S58～S59	浦幌町	1	S58.10.8	1694	6.08 ha
2	十勝川	常室川1号	砂防堰堤	S34～S36	浦幌町	2	S35.9.15	1967	10.39
3	十勝川	双運川	砂防堰堤	S49～S51	浦幌町	3	S49.5.23	794	41.25
4	十勝川	常室川2号	砂防堰堤	S50～S52	浦幌町	4	S50.7.2	1011	25.92
5	十勝川	ソーウンベツ川	砂防堰堤	S53～S54	浦幌町	5	S53.6.9	1036	5.60
6	十勝川	常室川3号	砂防堰堤	S55～S56	浦幌町	6	S55.4.18	886	7.79
7	十勝川	留真川	砂防堰堤	S60～S61	浦幌町	7	S60.12.6	1705	12.00
8	厚内川	サツタナイ川1号	砂防堰堤	S42～S43	浦幌町	8	S42.6.17	1789	28.20
9	厚内川	サツタナイ川2号	砂防堰堤	S44～S45	浦幌町	9			
10	厚内川	支厚内川	砂防堰堤	S46～S47	浦幌町	10	S46.7.7	1129	55.37
11	厚内川	厚内川	砂防堰堤	S48～S49	浦幌町	11	S48.5.12	1035	41.28
12	勇洞川	湧洞川	砂防堰堤	S62～S63	豊頃町	12	S62.9.5	1576	14.66
13	十勝川	川流布川1号	砂防堰堤	H3～H5	浦幌町	13	H4.3.16	652	7.55
14	十勝川	二の沢川	砂防堰堤 砂防溪流保全工	H2～H5	浦幌町	14	H3.1.10	39	7.79
15	十勝川	川流布川2号	砂防堰堤	H6～H7	浦幌町	15	H6.11.10	2174	12.29
16	十勝川	常室川4号	砂防堰堤	H6～H11	浦幌町	16	H7.10.9	1666	26.79
17	十勝川	打内川1号	砂防堰堤	S60～S62	幕別町	17	S60.10.21	1402	5.88
			砂防溪流保全工	S63～H3	豊頃町	18	S63.7.21	1600	5.28
18	十勝川	打内川2号	砂防堰堤	S62～H元	幕別町	19	S63.10.12	1733	7.19
19	十勝川	浦幌南町川	砂防堰堤	H8～H10	浦幌町	20	H10.3.23	758	0.81
20	厚内川	石岡沢川1号	砂防堰堤	H12～H13	浦幌町	21	H12.8.9	1734	9.35
21	厚内川	石岡沢川2号	砂防堰堤	H14～H15	浦幌町	22			
					合計				331.47

### 急傾斜地崩壊防止施設

番号	地区名	市町村名	備考
1	浦幌浜厚内	浦幌町	主要工種: 擁壁工 施工年度: S52～57 告示: S52.6.6、第1683号 指定地面積: 2.45ha

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度(2024年度)実施計画」(帯広建設管理部 浦幌出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持管理作業を実施【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
予防管理型	施設補修	砂防関係施設補修	砂防堰堤等の砂防設備、集水井工等の地すべり防止施設、土留柵工等の急傾斜地崩壊防止施設等について、必要に応じ施設点検を行い、計画的に修繕・更新等を実施	○出水期前の点検及びパトロールにより砂防関係施設の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修を行う		○出水期前点検 ○利用施設安全点検(GW前)	施設位置 (砂防溪流保全工)
対症管理型	施設補修	護岸補修	護岸の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより護岸の状況を把握し、必要に応じて補修を行う		○出水期前点検 ○利用施設安全点検(GW前)	施設位置 (砂防堰堤等)
		法面補修	法面の機能が低下する恐れのある沈下、浮き上がり等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて補修を行う □			
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水機能に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて補修を行う □			
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○出水期前の点検及びパトロールにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修を行う □		○出水期前点検 ○利用施設安全点検(GW前)	
		標識補修	標識の脱落、倒壊の危険や文字等が判読出来なくなっている場合に対処	○パトロールにより標識の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
		管理用道路補修	不陸、雨裂等により通行に支障が生じる場合に対処	○パトロールにより管理用道路の状況を把握し、必要に応じて補修を行う			
日常管理型	施設機能回復□	土砂等除去	土砂等が堆積し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う □			
		流木等除去	施設の機能に支障が生じるような流木等が堆積した場合に除去	○出水期前の点検及びパトロールにより魚道の状況を把握し、必要に応じて流木等の除去を行う □			
		結水除去	融雪期に河道全体が結氷、積雪し、融雪水の越流による洪水被害が生じる恐れがある場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、支障箇所の結氷除去を行う			
		塵芥処理	施設の機能に支障が生じるような不法投棄物が発見された場合に対処	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて塵芥処理を行う			

【砂防・地すべり・急傾斜地】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示
日常管理型	施設機能回復口	崩土除去	斜面崩壊で崩土防止柵に土砂が堆積し、施設の機能が低下した場合に除去	○パトロールにより崩土の状況を把握し、必要に応じて土砂等の除去を行う			
		排水施設清掃	土砂等が堆積し、排水の機能に支障が生じる場合に清掃等を実施	○パトロールにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて清掃等を実施する			
		法面除草	人家と接近している箇所では草本類が繁茂し、病虫害発生等の抑止、周辺環境保持の観点から支障が生じる場合に、概ね屋根の高さを目安に草刈りを実施	○パトロールにより法面の状況を把握し、必要に応じて草刈り等を実施する			
		河道内伐開	樹木等が繁茂し、流下能力を阻害して出水時に洪水氾濫等の原因となる恐れがある場合や施設管理上で支障となる場合に除去	○パトロールにより河道の状況を把握し、必要に応じて伐開を行う			
必要経費	維持施設	情報基盤観測機器保守点検・運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○雨量計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			
		土砂災害警戒情報システム運用費	地域住民の警戒避難に資する「土砂災害警戒情報」を気象台と土現が共同で作成・発表するため必要となるシステム運用経費	○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応する			
		地すべり情報通報システム保守点検運用費	地域住民の警戒避難に必要な防災情報の観測機器の保守点検費用	○伸縮計等の観測・監視設備を1回/年保守点検 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度対応			



# V 海岸編

## 1. 海岸の維持管理実施計画

### (1)海岸施設一覧(水管理・国土保全局海岸)

海岸名	市町村名	管理延長(km)	備考
浦幌海岸	浦幌町		
浦幌(直別地区)海岸	浦幌町	3.3	
浦幌(厚内地区)海岸	浦幌町	4.8	
浦幌(昆布刈石地区)海岸	浦幌町	7.8	
浦幌(十勝太地区)海岸	浦幌町	1.5	
浦幌(豊北地区)海岸	浦幌町	1.2	
計		18.6	
豊頃海岸	豊頃町		
豊頃(ウツナイ地区)海岸	豊頃町	2.7	
豊頃(大津地区)海岸	豊頃町	1.4	
豊頃(トンケン地区)海岸	豊頃町	1.1	
豊頃(長節地区)海岸	豊頃町	9.0	
豊頃(湧洞地区)海岸	豊頃町	4.4	
計		18.6	
合計		37.2	

注1. 管理する海岸は、国土交通省水管理・国土保全局所管分

(2)「作業内容別の維持管理水準」及び「令和6年度(2024年度)実施計画」(帯広建設管理部 浦幌出張所管内)

○施設の機能の維持、適正な利用、周辺環境の保持などを図っていくため、パトロールによって状況を把握し、異常や危険箇所を発見又は予見した場合には、維持管理水準に基づき維持作業を実施  
【海岸】

管理区分	区分	内容	維持管理水準	R6年度(2024年度)実施計画	地域の特記事項	備考	参考資料 図面表示	
予防管理型	施設補修	堤防・護岸補修	護岸、堤防の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、計画的に修繕・補修等を実施	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより堤防・護岸の状況を把握し、施設の長寿命化を図るため、劣化の進行する前に必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・豊頃海岸(豊頃町長節地区) L=464m	○安全利用点検(GW前)	施設位置	
対症管理型	施設補修	斜路補修	斜路の機能が低下する恐れのあるひび割れ、沈下等の変状が見られた時には、パトロールによる巡視を強化し、施設の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより斜路の状況を把握し、必要に応じて補修				
		天端被覆工補修	地盤の空洞等により落下や不等沈下が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・豊頃海岸(豊頃町長節地区) L=464m	○安全利用点検(GW前)		
		排水施設補修	接合部のズレ、破損等により排水されなければならない水の大部分が地下に浸透し、排水の機能に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより天端被覆工の状況を把握し、必要に応じて補修	○海岸利用者の安全の確保から親水施設等の利用の安全性の状況把握を行い必要に応じて補修 ・海岸利用施設箇所 ・豊頃海岸(豊頃町長節地区) L=464m	○安全利用点検(GW前)		
		突堤・離岸堤・消波工等補修	突堤等が倒壊により施設の機能に支障が生じる場合や、斜路に隣接する消波ブロックが漁船の上げ下ろしに支障が生じる場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより突堤・離岸堤・消波工等の状況を把握し、必要に応じて補修				
		遊歩道補修	損傷等により施設の機能に支障が生じ、放置すると転倒事故につながる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより遊歩道の状況を把握し、必要に応じて補修				
		ゲート補修	ゲートが損傷し波浪を防止できない、また、その恐れがある場合に補修	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などによりゲートの状況を把握し、必要に応じて補修				
		転落防止柵補修	倒壊、破損、脱落等により、安全性の確保に支障が生じる場合に補修	○異常気象後や定期的なパトロールによる巡視などにより転落防止柵の状況を把握し、必要に応じて補修				
日常管理型	施設機能回復	排水施設清掃	土砂等が堆砂し排水機能に支障が生じる場合に除去	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより排水施設の状況を把握し、必要に応じて対応				
		整地・土砂除去・飛砂防止	施設の機能に支障が生じるような土砂等が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応				
		流木・漂着物除去	施設の機能に支障が生じるような流木、漂着物が発見された場合に対処	○異常気象後や通常のパトロールによる巡視などにより海岸の状況を把握し、必要に応じて対応				
必要経費	施設維持	施設管理委託料	津波防災ステーション、安全情報伝達施設、付属施設等の保守点検費用	○管理委託契約に基づいた保守点検を行う。 ○機器の故障、不具合が発生した場合は、その都度補修				

## VI 資料編

## 1. 管内関係機関

機 関 名	住 所	電 話 番 号
<b>(国の関係機関)</b>		
帯広開発建設部	帯広市西5条南8丁目	0155-24-2901
<b>(道の関係機関)</b>		
十勝総合振興局 総合案内	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9005
十勝総合振興局 帯広建設管理部 地域調整課	帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9099
十勝総合振興局 帯広建設管理部 事業課	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝総合振興局	0155-26-9263
十勝総合振興局 帯広建設管理部 鹿追出張所	河東郡鹿追町南町1丁目54	0156-66-2301
十勝総合振興局 帯広建設管理部 大樹出張所	広尾郡大樹町鏡町1-6	01558-6-3141
十勝総合振興局 帯広建設管理部 足寄出張所	足寄郡足寄町下愛冠3丁目6-2	0156-25-3154
十勝総合振興局 帯広建設管理部 浦幌出張所	十勝郡浦幌町字万年286-13	015-576-2132
<b>(市町村の関係機関)</b>		
豊頃町	中川郡豊頃町茂岩本町125	015-574-2211
浦幌町	十勝郡浦幌町字桜町15番地6	015-576-2111
<b>(その他の関係機関)</b>		
池田警察署	中川郡池田町西3条6丁目10-1	015-572-0110
浦幌消防署	十勝郡浦幌町桜町4番地3	015-576-2419
豊頃消防署	中川郡豊頃町茂岩本町116番地	015-574-2310

